

# 元江戸川区職員措置請求監査結果

(元福祉電話相談員の報酬等に係る住民監査請求)

平成 19 年 1 月

江戸川区監査委員

江戸川区監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民  
監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 10 日

江戸川区監査委員	小久保	晴	行
同	日下部	義	昭
同	小 泉	敏	夫
同	川 瀬	泰	徳

江戸川区監査委員 小久保 晴 行  
同 日下部 義 昭  
同 小 泉 敏 夫  
同 川 瀬 泰 徳

本件請求については、平成 19 年 1 月 10 日に合議により以下の通り決定した。

## 第一 請求の受付

### 1 請求人

請求人 (略)

代理人 (略)

### 2 請求書の提出

平成 18 年 11 月 16 日

### 3 請求の内容

#### (1) 主張事実の要旨

- ① 元東京都江戸川区（以下「区」という。）非常勤職員（略）元相談員は、障害のため電動車椅子の利用者で、昭和 49 年ころ区に職員として採用され、平成 17 年 11 月 18 日まで福祉部すこやか熟年課孝行係の福祉電話相談員であった。
- ② 請求人は、相談員のホームヘルパーを務め、ほぼ毎日介護を行っていたものであり、元相談員の日常を詳しく知るものである。
- ③ 元相談員の職務は、区内在住の高齢者に対し、電話で相談を聴取し、励まし、もしくは、話し相手を務めることであり、区福祉電話相談員設置要綱第 5 条により、職務に週 5 日、1 日 6 時間従事することとされている。
- ④ 元相談員は遅くとも請求人の知る平成 16 年 4 月以降、高齢者に架電する業務を週のうち 2 日ないし 3 日のみ行い、その余の日は終日外出し、受電する業務を行っていなかった。また、元相談員から高齢者宛て架電する業務についても、これを行う日は、朝から 100 件程度は架電するが、昼ころにはこれを打ち切り外出することを常としていた。  
また、請求人は元相談員の日常を詳しく知るものであるが、元相談員が高齢者からの相談電話を受電した実績は全く知らず、そのような場面を見たことはなかった。
- ⑤ 元相談員は、また、専用電話を頻繁に私用電話に使っており、請求人に対しても、電話を架けるときは、専用電話を使うよう指示していた（ただし、業務上、市外局番は使用してはならないなどと注意していた。）。

- ⑥ 元相談員は、定期的に、あたかも業務を適正に行っているかのごとき報告を区福祉部すこやか熟年課長宛て提出していたが、区により精査されたことはなかった。また、すこやか熟年課長らは、元相談員に直接に業務内容等の報告を求めれば、容易に業務の懈怠、専用回線電話の不正な使用を知ることができたが、これを怠った。
- ⑦ 元相談員宅には、区福祉電話相談員設置要綱第7条第1項により、電話加入権を有していない場合に区によって架設される福祉電話相談員用の電話が架設されている。しかし、元相談員は、自身の架設電話を有していたのであるから、区は同要綱に基づいて電話を架設することはなし得ないものであったが、区は、元相談員の勤務実態を全く把握していなかったことから、長年にわたり専用電話を撤去せず放置してきた。
- ⑧ 元相談員は、非常勤公務員であるが、雇用保険法に基づく被保険者として雇用保険の適用対象とされ、その保険料が区から支払われてきた。しかるに被保険者を定める雇用保険法第4条の「適用事業に雇用される労働者」とされるためには、①業務遂行にかかる裁量性のある職務であること（具体的には、新商品等の研究開発者、情報処理システムの分析・設計等の技術者、記事の記者・編集者、デザイナーに限定されている）、②業務遂行状況を直接的に管理可能な特定の事業所が当該在宅勤務者の所属事業所として指定されていること、③事業所勤務者と同一のものである就業規則等の諸規定が適用されるものであること、④拘束時間が明確であること、⑤各日の始業、終業時間が事業主により把握されていること、⑥報酬中に月給、日給等が含まれること、⑦請負・委任ではないこと等を満たしている必要があるものとされる。

元相談員の就いている福祉電話相談員は、制度的にも上記の基準を満たすものではなく、また、現に管理もほとんど行われていなかったため、雇用保険の被保険者足るものではなかった。しかし、区は、元相談員を被保険者として、漫然と保険料を納付していた。

## (2) 措置請求

監査委員は、次の区分にしたがい、各勧告することを求める。

- ① 元相談員に対し、  
解職された平成17年11月18日までの給与、並びに不正に使用した電話料金の各相当額の損害を賠償すること
- ② 区長に対し、  
元相談員に対し、前号の損害賠償を請求すること
- ③ 区長、福祉部長、及びすこやか熟年課長に対し、  
次の損害を賠償すること

- ア 第 1 号記載の損害金
- イ 元相談員を被保険者として納付した雇用保険料
- ウ 元相談員宅に架設された業務用電話の架設に要した費用

#### 4 要件審査

本件請求については、元相談員に関する公金の支出を違法・不当として、元相談員に対して返還を求め、区長等にもその補てんを求めるものであり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。）第 242 条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

なお、請求人の主張のうち、平成 17 年 11 月 15 日以前の経費に係る公金の支出については、既に当該行為のあった日から 1 年を経過しているため、法第 242 条第 2 項に基づき、監査の対象外とした。

## 第二 監査の実施

### 1 監査の対象事項

元相談員は昭和 49 年 11 月 1 日から平成 17 年 11 月 18 日まで、福祉部すこやか熟年課の非常勤職員であった。今回の職員措置請求は平成 18 年 11 月 16 日に受理されており、監査対象期間に該当する各監査対象項目の財務会計行為の行われた日は下記のとおりである。

- (1) 非常勤職員報酬については、平成 17 年 11 月分が平成 17 年 11 月 15 日に支給され、同月 21 日に精算されている。
- (2) 専用電話使用料については、平成 17 年 10 月分が同年 11 月 30 日に、同年 11 月分が平成 18 年 1 月 4 日に支出されている。
- (3) 雇用保険料については、平成 17 年度分が平成 17 年 5 月 20 日に前金払いされ、平成 18 年 5 月 20 日に精算されている。

以上から、下記 3 項目を今回の監査の対象とする。

- (1) 平成 17 年 11 月分の非常勤職員報酬
- (2) 平成 17 年 10 月及び 11 月分の専用電話使用料のうちの不正使用分
- (3) 平成 17 年度分の雇用保険料

なお、専用電話については採用時の昭和 49 年に元相談員宅に架設されており、今回の監査対象に該当しない。

### 2 監査対象課

福祉部すこやか熟年課

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 18 年 12 月 7 日に請求人の新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は代理人とともに、陳述において本件請求の趣旨の補足を行い、また、下記の新たな証拠を提出した。

- (1) 訪問介護契約書㊟（平成 16 年 3 月 8 日付）
- (2) メモ㊟（作成日不明）
- (3) ファクシミリ文書㊟（平成 18 年 11 月 7 日 作成者：木場職業安定所雇用保険給付課）
- (4) ホームページ㊟（作成日不明 作成者：社団法人日本テレワーク協会）
- (5) 行政文書不開示決定通知書㊟（平成 18 年 9 月 27 日 作成者：江戸川区長）
- (6) 「支援費不正受給の疑いについて」と題する書面㊟（平成 17 年 9 月 2 日付  
作成者：請求人）

### 4 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 18 年 12 月 11 日に関係人として元相談員から事情を聴取した。

## 第三 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 元相談員の雇用について

元相談員は江戸川区福祉電話相談員設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づく福祉電話相談員として、昭和 49 年 11 月 1 日に採用され、平成 17 年 11 月 18 日まで福祉部すこやか熟年課孝行係の非常勤職員であった。

なお、江戸川区非常勤職員に関する規則第 4 条により、非常勤職員の雇用期間は 1 年以内となっているため、毎年、勤務状況等を確認のうえ同条第 2 項により雇用期間を更新していたものである。

#### (2) 福祉電話相談員の職務及び勤務時間について

福祉電話相談員の職務は要綱第 2 条により、原則として自宅において、対象となる熟年者世帯に対する定期的な安否の確認、相談の受付及び助言、関係機関への取り次ぎ、相談事項の記録及び報告事務を行うことが定められている。また、要綱第 5 条で、職務に従事する日は 1 週間について 5 日とし、職務に従事する時間は 1 日について 6 時間と定められている。なお、勤務する曜日、時間は勤務内容から指定しておらず、本人の選択に任されていた。

#### (3) 電話の貸与及び使用料の負担について

要綱第 7 条により、電話加入権を有しない福祉電話相談員については区の電話が

貸与され、職務上使用する電話の使用料は区が負担するものとされている。

(4) 専用電話の使用実績について

元相談員宅の専用電話については、平成 17 年 11 月 20 日に平成 17 年 10 月架電分の「通話明細内訳書」が NTT 東日本からすこやか熟年課に送付されており、元相談員宅の専用電話から架電した通話月日、通話開始時刻及び通話時間、通話先電話番号等が記録されている。ただし、平成 17 年 11 月架電分については中途解約のため送付されておらず、平成 18 年 11 月 27 日に NTT 東日本に請求するも、保存期間終了のため自動的に消去されているとの回答がされている。

元相談員の「平成 17 年度福祉電話相談員出勤簿」及び「通話明細内訳書」をもとに、10 月架電分の勤務日、関係者、不明を集計した表は下記のとおりである。

受電については、「福祉電話相談員報告書」のみで NTT 東日本には記録がない。

[平成 17 年 10 月架電分]

(回)

日	勤務	関係者	不明	計	日	勤務	関係者	不明	計
1	休	1(1)	0	1(1)	17	○	80(1)	1	81(1)
2	休	1(1)	1	2(1)	18	○	76(1)	0	76(1)
3	○	75(2)	2(1)	77(3)	19	○	80(2)	3	83(2)
4	○	151(1)	6(5)	157(6)	20	○	75	1	76
5	○	75(2)	2	77(2)	21	○	80	0	80
6	○	74(1)	3(2)	77(3)	22	休	0	0	0
7	○	149(3)	5(2)	154(5)	23	休	0	0	0
8	休	4(4)	0	4(4)	24	○	147(1)	3(1)	150(2)
9	休	0	0	0	25	○	73(2)	3(2)	76(4)
10	休	2(1)	0	2(1)	26	○	2(1)	5(5)	7(6)
11	○	5(4)	1(1)	6(5)	27	○	75	0	75
12	○	78(4)	0	78(4)	28	年休	2(2)	1	3(2)
13	○	75(2)	4(3)	79(5)	29	休	0	2(2)	2(2)
14	○	76(2)	3	79(2)	30	休	1(1)	0	1(1)
15	休	0	0	0	31	○	4	2(2)	6(2)
16	休	0	2(2)	2(2)	計	19 日	1,461 (39)	50 (28)	1,511 (67)

- ※ ① 関係者とは要綱第 2 条第 1 項の対象熟年者世帯及びすこやか熟年課で把握できた区役所等関係諸機関であり、不明はその他である。  
 ② ( ) 内の数値は、そのうち午後に架電した分である。  
 ③ 勤務の○は勤務をした日である。

(5) 福祉電話相談員報告書について

元相談員からすこやか熟年課宛に提出された「福祉電話相談員報告書」によると、平成17年10月と11月分の発信数、受信回数等は下記の通りである。

内 容	平成17年10月分	平成17年11月分
送 信 回 数	約 1,900 回	約 1,000 回
うち発信数 A	1,423 回	761 回
受信回数 B	4 回	2 回
計 (A + B)	1,427 回	763 回

※ 平成17年11月分は11月1日～18日までの分

(6) 雇用保険について

元相談員は平成2年4月1日に雇用保険に加入し、平成17年11月18日まで被保険者であった。監査対象である平成17年度分の雇用保険料は、区から平成17年5月20日に東京労働局に80,917円が前金払いされたが、平成18年5月22日に解職に伴い清算され計51,493円となっている。

2 監査対象課の説明

(1) 元相談員の職務内容について

担当のひとり暮らしの熟年者等約1,100世帯余を対象に、月に1～2回程度電話をかけて安否確認、相談業務等を行い、また、対象者からかかってくる相談電話等にも対応すること。

(2) 元相談員の勤務実態の把握の方法について

すこやか熟年課としては、次の方法により勤務実態を把握し確認した。

- ① 元相談員による毎日のすこやか熟年課孝行係への電話連絡
- ② 元相談員による毎月の「福祉電話相談員報告書」(架電状況・主な相談内容・受電回数等)の提出
- ③ NTT東日本作成の毎月の「通話明細内訳書」による架電状況の確認
- ④ ひとり暮らしの熟年者等への毎年の「電話使用料助成者現況届」による受電状況の確認

(3) 元相談員は対象者に架電する業務を週のうち2～3日しか行っていないとの請求人の主張について

通話記録などから、元相談員は業務を適正に行っていたと認識している。



(4) 対象者への架電は午前中で打ち切り、昼前には外出していたとの請求人の主張について

病院等へ行く熟年者が多いことから、元相談員は主に午前中架電し、午後は事務処理やかかってくる電話への対応にあてていた。元相談員は外出時には専用電話にかかってきた電話を携帯電話に転送して対応していた。

(5) 元相談員が専用電話を頻繁に私用に使っていたとの請求人の主張について  
通話記録から頻繁に私用電話をかけていたとの事実はない。

(6) 区は元相談員の業務の執行が不十分であることを見過ごしていたとの請求人の主張について

福祉電話相談員の雇用期間は、江戸川区非常勤職員に関する規則第4条第1項により1年以内となっており、毎年、勤務状況等を確認のうえ同規則第4条第2項により雇用期間を更新してきた。

元相談員は採用以来、地道に福祉電話相談員として多くの熟年者から信頼され、区にも元相談員に対する感謝の言葉が度々寄せられていた。元相談員が長年ひとり暮らしの熟年者等の心の拠り所として果たした役割は大きかったと認識している。

(7) 元相談員が「いやな仕事だ、つらくて仕方がない、・・・」と発言したとの請求人の主張について

元相談員からそのような趣旨の発言を聞いたことはなく、元相談員は福祉電話相談員として、区の熟年福祉の一端を担っているとの自負を持って職務を遂行していたと認識している。

(8) 電話加入権を有している元相談員宅に区が専用電話を架設することはなし得ないはずとの請求人の主張について

昭和49年の架設当時、元相談員宅の電話加入権は父親名義であった。

(9) 雇用保険について

福祉電話相談員の雇用保険については、平成2年4月に他の非常勤職員と一緒に加入手続きを行ったと思われる。その際の雇用保険適用の適否確認については、当時の文書の保存年限が過ぎており確認できなかった。

平成18年11月2日に、雇用保険の管轄の木場公共職業安定所よりすこやか熟年課へ照会があり、協議した結果、雇用保険適用の条件を満たしていないとの判断がなされたため、平成18年11月24日に雇用保険被保険者資格取得喪失等届取消願を提出した。また、平成18年11月30日に労働保険確定保険料申告書及び労働保険料還付請求書を江戸川労働基準監督署に提出した。

### 3 判断

以上のような事実関係、監査対象課の説明及び関係人調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

#### (1) 平成 17 年 11 月分の非常勤職員報酬について

元相談員の勤務状況を証する資料は「平成 17 年度福祉電話相談員出勤簿」、「福祉電話相談員報告書」及び NTT 東日本が作成した専用電話の「通話明細内訳書」である。

まず、平成 17 年 11 月の勤務日数については、「平成 17 年度福祉電話相談員出勤簿」によれば年次有給休暇を除き 10 日であり、これは正当な勤務日数である。

平成 17 年 11 月の発信数については、「福祉電話相談員報告書」によれば 761 回であり、一日平均では 76 回の架電となる。また、受電数は 2 回である。

平成 17 年 11 月利用分の「通話明細内訳書」については保存期間終了のため消去されているとのことであり確認ができなかった。また、受電についても NTT 東日本に記録がないため、確認できなかった。

なお、平成 17 年 10 月架電分の「通話明細内訳書」、「平成 17 年度福祉電話相談員出勤簿」及び平成 17 年 10 月分の「福祉電話相談員報告書」から下記の事項が確認できる。

- ① 平成 17 年 10 月の出勤日数は有給休暇を除き 19 日だが、これは正当な勤務日数であり、その全ての日で登録者を含む関係者に対し最大で 151 回、最小で 2 回、平均で 77 回の架電が行われている。
- ② 関係者への架電は、1,461 回のうち 1,422 回が午前中に集中しており、監査対象課の説明のとおり、午後の時間は事務処理や受電の対応にあてていたとの説明は首肯できる。
- ③ 平成 17 年 10 月分の「福祉電話相談員報告書」にある発信数は、1,423 回となっており、10 月分の関係者への架電数とほぼ一致している。

以上のことから、元相談員の平成 17 年 11 月の勤務状況について、一部確認する資料が不存在ではあるが、業務の懈怠があり、非常勤職員報酬が違法・不当に支出されたとする事実があるとは認められない。

したがって、区が元相談員に対し支給した非常勤職員報酬が違法・不当な支出であるとの請求人の主張には理由がない。

#### (2) 平成 17 年 10 月及び 11 月分の専用電話使用料のうちの不正使用分について

平成 17 年 10 月分の専用電話の使用実績について、相手先不明の電話は総架電数 1,511 件中 50 件 (3.3%) である。

この電話については私用電話の可能性も考えられなくはないが、職務外で使用したことを証明する資料はない。

よって、これをただちに私用電話であると認めることはできない。

また、平成 17 年 11 月分については、使用実績を表す「通話明細内訳書」がないため確認することはできない。

以上のことから、平成 17 年 10 月及び 11 月分の専用電話使用料のうち、不正使用分の損害を賠償せよとの請求人の主張には理由がない。

### (3) 平成 17 年度分の雇用保険料について

福祉電話相談員の雇用保険の加入については、区が木場公共職業安定所と協議した結果、雇用保険適用の条件を満たしていないとの判断がなされ、区から平成 18 年 11 月 24 日に木場公共職業安定所に雇用保険被保険者資格取得喪失等届取消願を提出している。

以上のことから、福祉電話相談員の雇用保険加入については、雇用保険適用の条件を満たしていなかったことになるので、区が元相談員を被保険者として納付した平成 17 年度分の雇用保険料については、違法・不当な支出であるとする請求人の主張には理由があるものと認められる。

なお、区から平成 18 年 11 月 30 日に労働保険確定保険料申告書及び労働保険料還付請求書が江戸川労働基準監督署に提出されている。

今後、雇用保険料の返還手続きが早急かつ円滑に進むよう努力されたい。

## 4 勧告

法第 242 条第 4 項の規定に基づき、区長に対して以下の通り勧告する。

元相談員を被保険者として納付した雇用保険料のうち、平成 17 年度分の雇用保険料相当額の補てんのための必要な措置を、平成 19 年 4 月 10 日までに講ずることを勧告する。